

答 申 第 7 6 9 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け神戸市第 1258 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
市税情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 改正子ども・子育て支援法の施行に伴う、新たな預かり保育、認可外保育施設等の施設等利用給付事務の実施にあたり、行財政局税務部市民税課が保有する市民税情報を利用することは、給付事務の正確かつ迅速な事務処理に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
市民税情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【市税台帳情報】

- ・ 年度
- ・ 区コード
- ・ 税整理番号
- ・ 扶養者数
- ・ 市県民税額（均等割額、所得割額）
- ・ 総所得額（総合所得・分離所得・控除等の内訳）



答 申 第 7 7 0 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年8月28日付け神戸市住第1172号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
住基情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 改正子ども・子育て支援法の施行に伴う、新たな預かり保育、認可外保育施設等の施設等利用給付事務の実施にあたり、市民参画推進局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の正確かつ迅速な把握に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
住基情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- ・ 住基個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 制度個人番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 通称名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 続柄
- ・ 国籍
- ・ 在留資格
- ・ 在留期限
- ・ 前住所
- ・ 住民年月日
- ・ 住民届出年月日
- ・ 住定年月日
- ・ 住定異動事由
- ・ 住定届出年月日
- ・ 転出予定年月日
- ・ 転出届出年月日
- ・ 転出実定年月日
- ・ 転出予定地・実定地
- ・ 異動届出年月日
- ・ 異動年月日
- ・ 異動事由（区間異動、転居、世帯主変更、転出、死亡、職権消除）
- ・ 異動消除事由
- ・ 消除日
- ・ 送付コード
- ・ 支所コード
- ・ DV該当フラグ
- ・ DV該当年月日
- ・ DV解除年月日



答 申 第 7 7 1 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け神保生保第 1536 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
生活保護受給状況の情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 改正子ども・子育て支援法の施行に伴う、新たな預かり保育、認可外保育施設等の施設等利用給付事務の実施にあたり、保健福祉局生活福祉部保護課が保有する生活保護受給状況に関する情報を利用することは、給付事務の正確かつ迅速な事務処理に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
生活保護受給状況の情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給状況に関する情報】

- ・ 所管行政区
- ・ 地区番号
- ・ 世帯番号
- ・ 員番号
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 保護開始年月日
- ・ 保護廃止年月日
- ・ 保護停止年月日
- ・ 保護停止解除年月日
- ・ 世帯分離年月日



答 申 第 7 7 2 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、令和元年8月28日付け神戸振第9705号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
教育保育給付等情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 改正子ども・子育て支援法の施行に伴う、新たな預かり保育、認可外保育施設等の施設等利用給付事務の実施にあたり、こども家庭局子育て支援部振興課が保有する教育・保育給付認定情報や教育・保育給付施設入所情報を利用することは、給付事務の正確かつ迅速な事務処理に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
教育保育給付等情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【教育・保育給付認定情報】

- ・支給認定区分
- ・支給認定番号
- ・認定期間
- ・申請日
- ・保育必要量
- ・保育の必要性の事由

【教育・保育給付施設入所情報】

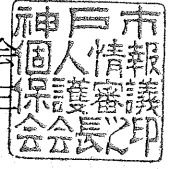
- ・入所施設区分
- ・入所施設名
- ・入所期間
- ・世帯番号
- ・福祉個人番号
- ・続柄
- ・世帯員区分
- ・世帯開始日
- ・世帯終了日



答 申 第 7 7 3 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け神こ子振第 9705 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認可外保育施設等給付システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 改正子ども・子育て支援法の施行に伴う、新たな預かり保育、認可外保育施設等の施設等利用給付事務の実施にあたり、新たに認可外保育施設等給付システムを導入し、事業の実施に必要な個人情報を電子計算機処理することは、正確かつ迅速な給付事務に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

認可外保育施設等給付システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【住民基本台帳情報】

- ・ 住基個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 制度個人番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 通称名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 続柄
- ・ 国籍
- ・ 在留資格
- ・ 在留期限
- ・ 前住所
- ・ 住民年月日
- ・ 住民届出年月日
- ・ 住定年月日
- ・ 住定異動事由
- ・ 住定届出年月日
- ・ 転出予定年月日
- ・ 転出届出年月日
- ・ 転出実定年月日
- ・ 転出予定地・実定地
- ・ 異動届出年月日
- ・ 異動年月日
- ・ 異動事由 (区間異動、転居、世帯主変更、転出、死亡、職権消除)
- ・ 異動消除事由
- ・ 消除日
- ・ 送付コード
- ・ 支所コード
- ・ DV 該当フラグ
- ・ DV 該当年月日
- ・ DV 解除年月日

【保護者情報】

- ・ 保護者適用年月

- ・ 申込年月日
- ・ 世帯（個人）番号
- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 生年月日
- ・ 氏名
- ・ カナ氏名
- ・ 性別
- ・ 続柄
- ・ 通称名
- ・ 通称名カナ
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 送付先住所
- ・ 電話番号

【児童情報・同居等世帯員情報】

- ・ 世帯（個人）番号
- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 生年月日
- ・ 氏名
- ・ カナ氏名
- ・ 性別
- ・ 続柄
- ・ 通称名
- ・ 通称名カナ

【施設等利用給付認定情報】

- ・ 登録区分
- ・ 認定有効期間
- ・ 取下年月日
- ・ 保育の希望
- ・ 支給認定区分
- ・ 保育の必要性の事由
- ・ 判定結果
- ・ 決定理由
- ・ 認定番号

【入所情報】

- ・ 施設名

- ・兄弟在園の有無
- ・取下半年月日
- ・変更年月日
- ・入所日
- ・退所日
- ・構成区分
- ・組、出席番号
- ・階層区分

◎ひとり親等世帯の状況（障害、生活保護、その他）

【施設等利用費請求情報】

- ・施設名
- ・請求内訳
- ・振込先口座

【市税台帳情報】

- ・年度
- ・区コード
- ・税整理番号
- ・扶養者数
- ・市県民税額（均等割、所得割）
- ・総所得額（総合所得・分離所得・控除の内訳）

【生活保護情報】

- ・所管行政区
- ・地区番号
- ・世帯番号
- ・員番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・保護開始年月日
- ・保護廃止年月日
- ・保護停止年月日
- ・保護停止解除年月日
- ・世帯分離年月日

【債権情報】

- ・納付義務者名
- ・住所
- ・年度

- ・ 調定日
- ・ 調定年度
- ・ 期別
- ・ 調定額
- ・ 納付額
- ・ 過誤納額
- ・ 還付額
- ・ 充当額
- ・ 未納額
- ・ 不納欠損額
- ・ 戻出額
- ・ 納期限
- ・ 納付日
- ・ 公金日
- ・ 督促状発送日
- ・ 時効起算日
- ・ 収納方法
- ・ 納付誓約情報

【教育・保育給付認定情報】

- ・ 支給認定区分
- ・ 支給認定番号
- ・ 認定期間
- ・ 申請日
- ・ 保育必要量
- ・ 保育の必要性の事由

【教育・保育給付施設入所情報】

- ・ 入所施設区分
- ・ 入所施設名
- ・ 入所期間
- ・ 世帯番号
- ・ 福祉個人番号
- ・ 続柄
- ・ 世帯員区分
- ・ 世帯開始日
- ・ 世帯終了日

【企業主導型保育事業利用情報】

- ・ 保護者氏名
- ・ 保護者生年月日

- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・続柄
- ・施設情報（施設名、所在地）
- ・利用開始日
- ・利用終了日